6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAGI Shigeki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured: 41, 42
⑶　Subject matter of the contract: Construction work of the Sendaimiyagi Dramp bridge in Tohoku Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4 : 00 P.M. 26 April, 2022
⑸　Time-limit for the submission of proposals: 4 : 00 P.M. 22 August, 2022
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal: ISHIKAWA Souichi, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1―1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983―8477 Japan TEL 022―395―7641
E-mail: ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

資　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する幾春別川総合開発事業の内　三笠ぽんべつダム水位低下設備外機械設備新設工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和４年３月11日

北海道開発局長　橋本　　幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　幾春別川総合開発事業の内　三笠ぽんべつダム水位低下設備外機械設備新設工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

2　工事場所　北海道三笠市

3　工事内容　水位低下設備「製作・据付：放流主ゲート（ジェットフローゲート　φ800㎜）Ｎ＝１門」、「製作・据付：予備バルブ（スルースバルブ　φ800㎜）Ｎ＝１門」、摩耗対策工「製作・据付：常用洪水吐固定式ステンレスライニング（1.3m×1.5m　Ｌ＝92m）１式」、「製作・据付：排砂路交換式ステンレスライニング（4.0m×1.5m　Ｌ＝91m）１式」、「製作・据付：減勢工固定式ステンレスライニング（1.0m×1.5m　Ｌ＝14m）１式」

4　工事区分　機械装置

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和４年３月11日から令和４年４月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和４年４月６日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所
〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。
ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成18年度以降に、次の㋐の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、代表者以外の構成員については、平成18年度以降に、次の㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、ダム用水門設備のうち、設計水深25ｍ以上の小容量放流設備用ジェットフローゲートの「製作及び据付」を施工した実績を有すること。ただし、製作と据付は同一工事でなくてもよい。
㋑　河川管理施設等構造令に基づくダム又は河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、ダム用水門設備のうち、ダム用ゲートを「製作又は据付」した施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。
ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
現地での据付期間は以下のとおり予定する。
１）令和６年４月１日から令和６年10月31日まで
２）令和７年８月１日から令和７年10月31日まで
３）令和８年４月１日から令和８年12月18日まで
工場製作期間に配置する技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する技術者と同一でなくてもよい。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
㋑　平成18年度以降に、上記イ㋐に掲げる工事（据付のみでもよい）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、代表者以外の構成員については、上記イ㋑に掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。